

# 令和4年度服装規定について

服装規定<令和4年度4月運用開始>

**「制服」を基本としつつ、季節や状況に応じて「選択制」を導入する。**

※<平時><選択制導入時>いずれにおいても、式典行事、その他の学校が指定する行事に関しては上記夏服・冬服期間に沿った制服を着用すること。

## <平時>

制服を原則とし、右記制服の目的を重視する。

なお、夏服の期間は6月から9月、冬服の期間は10月から5月であるが、「制服」であれば、年間を通じて夏服・冬服どちらを着用してもよい。登下校時や校内での生活において、自らの体調等に応じて判断し、着用すること。

### 制服の目的

- ・北高生としての帰属意識の醸成
- ・身だしなみ、マナー意識の涵養
- ・北高生だと判別しやすいことによる防犯効果

ただし、各教育活動の目的を鑑み、以下の状況ではより合理的に運用する。

①部活動の朝練習や放課後の練習後の登下校時：

部活動のウェアやジャージ等で登下校してもよい。朝のSHRまでには制服に着替えること。

②球技大会や文化祭、遠足や修学旅行等各種学校行事：

クラスTシャツや旅行中の服装等、活動の目的に合った服装を着用してもよい。

### 詰め襟型 制服

冬服



夏服



### ジャケット型制服

冬服



夏服



### ジャケット型制服(スラックス)

冬服



夏服



合服



スカートとの組み合わせも可

## <選択制導入時>

次の場合には制服以外の機能的・合理的な服装を選択することができる。

**【季節】** 猛暑日や極寒になることが考えられる以下の季節では健康管理面を優先する。

夏期：7月（遠足・修学旅行後）～9月（前期期末考査後）

冬期：12月（後期中間・学年末考査後）～2月

**【状況】** 以下の状況では衛生面を優先する。

感染症等防止の宣言が出ている場合…ex.非常事態事態宣言(県)、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言(国)

上記期間・状況下では学校指定の体操服や部活動のジャージ、私服を着用してもよい。